

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

### 労働基準法等の一部改正について

破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第76号）及び信託業法（平成16年法律第154号）等により、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）等が改正され、それぞれ平成17年1月1日及び平成16年12月30日より施行されているところである。

については、下記の内容を了知の上、この取扱いに遺漏なきを期されたい。

#### 記

#### 1 破産法改正関係

##### (1) 破産法（平成16年法律第75号）の改正の概要

支払不能又は債務超過にある債務者等の財産の適正かつ公平な清算を目的とする破産手続について、その迅速化及び合理化を図るとともに手続の実効性及び公正さを確保し、利害関係人の権利関係の調整に関する規律を現代の経済社会に適合した機能的なものに改める必要があることから、破産法その他の関係法律の改正が行われたものであること。

##### (2) 労働基準法等の改正の概要

破産法の改正に伴い、「破産」を「破産手続開始」に、「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める等の用語の整理を行ったものであること。

##### (3) 改正の内容

- ① 労働基準法第87条第3項ただし書中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改めたものであること。
- ② 賃確法第7条及び附則第3条中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改めたものであること。
- ③ 賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号）第3条第1号中「破産の宣告を」を「破産手続開始の決定を」に、「された破産等」を「された破産手続開始等」に、「破産、」を「破産手続開始、」に、「当該破産の宣告」を「当該破産手続開始の決定」に、「最初の破産等」を「最初の破産手続開始等」に、「（破産等）」を「（破産手続開始等）」に、「職権で破産の宣告」を「職権で破

- 産手続開始の決定」に、「当該宣告」を「当該決定」に改めたものであること。
- ④ 賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 26 号。以下「賃確則」という。）第 6 条第 2 号、第 9 条第 1 項及び第 12 条第 1 号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改めたものであること。

## 2 信託業法改正関係

### (1) 信託業法改正の概要

信託の活用に対するニーズ等へ柔軟に対応し国民経済の健全な発展に資する観点から、信託の引受けの対象となる財産の範囲の制限を撤廃し、信託業を営む者等に新たな資格要件を定める等、信託業、信託契約代理業及び信託受益権販売業を営む者に関し必要な事項を定めることにより、信託に係る取引の多様な担い手の参入を可能としつつ、信託の委託者及び受益者の保護を図るため、信託に関する引受けその他の取引の公正を確保する必要があることから、信託業法その他の関係法律の改正が行われたものであること。

### (2) 賃確則の改正の概要

今般の信託業法の改正に伴い、「信託業務を兼営する銀行」を「信託業務を兼営する金融機関」に、「信託会社」を「信託会社等」に改める等の用語の整理を行ったものであること。

### (3) 改正の内容

賃確則第 2 条第 1 項第 2 号中「(信託業務を兼営する銀行を含む。第五条の二において同じ。)」を「又は信託業務を兼営する金融機関（第五条の二において「信託会社等」という。）」に改め、同規則第 5 条の 2 第 1 項第 2 号中「信託会社」を「信託会社等」に改めたものであること。

## 3 通達の整理

従来発出している通達については、前記 1 及び 2 の用語の整理に従い、適宜所要の文言の読替えをして運用すること。